

報告論文のタイトル：担保に関する法制度の相違と外部ファイナンスへの効果

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名： 座主祥伸

所属： 関西大学経済学部

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

外部ファイナンスに関する法制度は、プロジェクトを計画している事業家や資金提供を行う投資家の行動に影響を与える。多くの先行研究において、英米法体系の国と大陸法体系の国では金融に関する法制度に多くの相違があることが報告されている。投資家に対する法的な保護が弱い場合、信用割当が生じやすいことは、理論研究や実証研究において指摘がされている。ここで、信用割当とは、事業家がプロジェクトを行うために十分な投資を得ることができない状況である。担保はもし事業家がプロジェクトに失敗した場合に得られる投資家にとっては保証された財産であり、担保を提供できる事業家はより投資家からの資金提供を受けやすい。この担保に関する法制度の差は、特に英米法と大陸法の間で大きな違いがある。

本報告では、英米法と大陸法の担保に関する法制度の違いに注目し、この制度の違いが企業家や投資家に与える影響を標準的なコーポレートファイナンスのモデルを用い考察する。ここで特に注目する担保制度の違いは、次の通りである。大陸法において、資産を担保として登録する場合には、資産ごとに「個別に」行う必要がある。言い換えれば、各資産を一つのグループとして一括して担保として登録することはできない。結果として、より多くの資産を担保として設定するほど、個別の登録費用は小さいものかもしれないが、全体では大きくなる。担保設定に関する費用は、資産ごとに可変的であるといえる。他方、英米法の国では、企業の全ての資産を一つの担保財産として「包括的に」設定することが可能である。担保をこのように設定する場合には、全資産から担保として設定しない資産を除外することが可能である。担保設定に関する費用は固定的であるが、全資産を評価するために、高いことが考えられる。ただし、担保から除外するために必要な費用は可変的である。担保に関する大陸法と英米法のこれらの違いは、事業家と投資家の意思決定に影響し、信用割当の程度を決める。

分析では、制度の違いを特徴づけ、次のことを示す。登録される担保の量は大陸法と比べ、英米法の国の方がより多い。結果として、企業への投資は英米法の国の方がより多くなる。これは、大陸法の国の事業家は、英米法の国の事業家と比べ、より信用割当の問題に直面する程度が大きいことを意味している。